

個人情報取扱特記事項

指定管理者が指定管理業務を通じて取得する個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについては、この特記事項によらなければならない。

（用語の定義）

第1 本特記事項において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

（利用目的の特定）

第2 指定管理者は、個人情報を取り扱うに当たっては、指定管理業務の遂行に必要な範囲内において、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

（利用目的による制限）

第3 指定管理者は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（利用目的の明示）

第4 指定管理者は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正な取得)

第5 指定管理者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第6 指定管理者は、利用目的の達成に必要な範囲内で、その取り扱う個人情報を過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第7 指定管理者は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理に関する定めを作成するなど必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により定めを作成するなどの措置を講じたときは、埼玉県に対し、その内容を報告しなければならない。

3 指定管理者は、あらかじめ埼玉県の承認を得た場合を除き、埼玉県と指定管理者の協議の上定める期間、方法、内容等で指定管理者が取り扱う個人情報の取扱状況を書面により埼玉県に報告しなければならない。

4 埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設の管理に関する基本協定書第14条第1項に定めるところにより、指定管理者が指定管理業務の一部（個人情報の取扱いを含む場合に限る。）を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、指定管理者は、この協定及びこの特記事項の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った業務に関して取得し取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(従事者の監督)

第8 指定管理者は、指定管理業務に従事している者（委託等の従事者も含む。以下「従事者」という。）に対し、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」

という。) 第9条、第10条、第66条及び第67条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書(別記様式)の提出を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、埼玉県に対し、その写しを提出しなければならない。

3 指定管理者は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、条例第5第1項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第9 指定管理者は、埼玉県の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を指定管理業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。指定管理業務を行わなくなった後においても同様とする。

(提供を受ける者に対する措置要求)

第10 指定管理者は、第9に基づき、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、埼玉県と協議の上、必要があると認めるときは、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に對し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(複製等の禁止)

第11 指定管理者は、その取り扱う個人情報が記録された資料等の複製、持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県の承認を受けたときはこの限りでない。

(資料等の引渡し等)

第12 指定管理者は、指定管理業務を行わなくなった場合には、その取り扱う個人情報が記録された資料等を速やかに埼玉県又は埼玉県の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、埼玉県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 前項に定める場合のほか、指定管理者は、埼玉県の承認を受けたときは、埼玉県立会いの下に、その取り扱う個人情報が記録された資料等を廃棄することができる。

(安全確保上の問題への対応)

第13 指定管理者は、その取り扱う個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合は、直ちに埼玉県に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する埼玉県の指示に従わなければならない。

2 指定管理者は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を甲と協力して講じなければならない。

(苦情処理)

第14 指定管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 指定管理者は、苦情を受けたときは、直ちに埼玉県に報告しなければならない。

(埼玉県個人情報保護条例の適用等)

第15 指定管理者は、条例第2条第4項の個人情報ファイル（条例第13条第2項第1号から第10号に掲げる個人情報ファイルを除く。）を作成するときは、あらかじめ、埼玉県に対し、条例第13条第1項各号に掲げる事項に準ずる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、その取扱いをやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第13条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、埼玉県に対しその旨を通知しなければならない。

別記様式「個人情報取扱特記事項」第8関係

誓約書

私は、東部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理業務に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人に関する情報に関し、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）第9条（安全確保の措置）、第10条（従事者の義務）、第66条及び第67条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、東部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理業務に従事している間及び従事しなくなつた後において、その業務を通じて取り扱う個人に関する情報について、埼玉県個人情報保護条例の関係規定が適用されることを自覚し、県民の福祉を増進する目的をもって県民の利用に供されるべき東部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

記

説明した者

東部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者

○○○○○○○○（指定管理者名称）

○○○○（指定管理業務に関する総括責任者の役職名）

○○○○（氏名）

平成○○年○○月○○日

氏名 ○ ○ ○ ○ 印